

厚生労働省発基安 0518 第 1 号

令和 8 年 5 月 1 8 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行
期日を定める政令案要綱

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第
三十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は令和十年四月一日とし、
同条第七号に掲げる規定の施行期日は令和十二年四月一日とする。